

北アルプスエコパークの 建設工事が始まりました

広域連合が整備を進めている一般廃棄物処理施設(北アルプスエコパーク)の建設工事が始まりました。7月下旬現在、伐採工事は完了し造成工事の準備を行っています。



伐採工事

エコパークでは周辺環境と景観を保全する観点から伐採を行う範囲を**必要最低限**としています。建設に必要なスペースを確保する以外の伐採は行わず、周りの木々はできるだけ残します。そのため北アルプスエコパークは周囲を木々に囲まれた施設になります。



写真1 建設現場の状況(用地北側から撮影)

切られた木は有効利用されます。

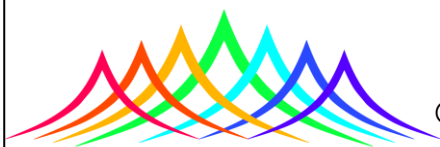
伐採された木は木材やチップとなり、再資源化されます。北アルプスエコパークは環境に配慮した施設を目指しており、伐採された木も大切な資源としています。



お問い合わせ先

ご不明の点などありましたら、お気軽にお尋ねください。

- 北アルプス広域連合 施設整備推進係 (担当: 小平、鷲澤)
電話: 0261-26-3545 FAX: 0261-22-7011
E-mail: gomisyori@kita-alps.omachi.nagano.jp
- 大町市 生活環境課 電話: 0261-22-0420(代表)
- 白馬村 住民課 電話: 0261-72-5000(代表)
- 小谷村 住民福祉課 電話: 0261-82-2001(代表)



環境保全協定を締結しました



広域連合では建設地の地元、源汲自治会と環境保全協定を締結しました。この協定は広域連合が施設の運営に当たり環境保全の措置を講ずること、地域住民の生活環境を保全することを目的としています。施設の運営にあたっては、この環境保全計画で定められた基準を遵守していきます。

協定の中で、こんなことをお約束しました

○ 厳しい自主基準を定めました

ごみ処理施設を運転するにあたり、排ガスに含まれる主な有害成分はそれぞれ法律で決められた基準以下にしないではありません。

北アルプスエコパークでは、法律よりも厳しい自主基準を定めました。

排ガス成分のほか、条例で規制のかかる臭気はもとより、法律の規制のない騒音や振動についても基準値を決めました。

○ 基準を守って運転します

もし、施設を運転していく中で自主基準値を超えた場合や超える恐れのある時は、すぐに焼却炉等の運転を止めて、原因の究明と問題解決の措置を行います。その都度地元自治会にも報告します。

問題が解決し、運転を再開する時にも、地元自治会に経過を報告し了承を得ます。

○ 環境測定を定期的に行います

環境測定を行って、それぞれの基準が守れているか定期的に確認していきます。

そのため、環境測定を行う回数や地点などを定める「環境測定計画」を今年度策定します。科学的知見をもった専門家に委託し、住民の皆さんの意見もお聞きしながら決めていきます。

その他、測定結果を定期的に地元自治会にご報告することや、施設に苦情が寄せられた場合には真摯に対応することなどを定めています。